

タバコ病をなくす 横浜裁判応援団ニュース

2011.7.6 発行 NO. 34
 連絡先 高橋 是良
 〒236-0014 横浜市金沢区寺前1丁目16-6
<http://www.13.plala.or.jp/tabakobyounin/>
 E-mail: tabakobyounin@yahoo.co.jp
 TEL:045(782)0853 FAX:045(786)0789

東京 高裁へ

政府のタバコ政策を大きく変えさせる判決を！

医師・研究者・文化人・労組民主団体代表など五十六氏が要請

六月六日、中山脩郎（神奈川県内科医医学会会長）、窪倉孝道（汐田総合病院院長）などの医師や水谷正人（神奈川県労働組合総連合議長）、高浦福子（新日本婦人の会神奈川県本部会長）など労組民主団体代表や大橋巨泉（タレント）など五十六氏連名の「公正判決を求める要請書」を要請署名の一人でもある渡辺文学氏（禁煙ジャーナル編集長）が東京高裁判長宛に提出しました。

横浜タバコ病訴訟の

公正判決を求める要請書（要旨）

東京高等裁判所 第一 民事部

裁判長 福田剛久 様

厚生労働省研究班の調べ（2008年）によると、毎年二十万人の人々が、喫煙が原因で亡くなっています。この数字は、交通事故の三十五倍近い数字です。タバコは肺がんをはじめ重い病気を引き起こします

次回裁判

7月27日（水）11時30分
 東京高等裁判所 822号法廷

傍聴券の抽選等がありますので、10時30分に裁判所前に集合下さい。

地下鉄東京メトロ丸の内線・日比谷線・千代田線
 「霞ヶ関駅」A1出口から徒歩1分

が、タバコ病の肺気腫・慢性気管支炎患者だけでも、五百万人以上が存在している指摘されています。ご本人だけでなく、ご家族の苦闘や悲しみを思えば、このまま放置できる問題ではありません。

受動喫煙の被害も大きく、「タバコ規制枠組み条約」(FCTC)の「第2回締約国会議」(COP2)では、「無煙社会をめざしてのガイドライン」が満場一致で採択されています。



日本におけるタバコ対策は世界から大きく立ち遅れています。神奈川県における受動喫煙防止条例の実施や、厚生労働省の動きなど、日本でもタバコ規制の取り組みがありま

す。しかし大きく状況変えるまでにはいたってありません。

もし「コーヒードアブル」であれ、食品であれ、有毒物の含有が明らかになったら、直ちに生産・販売は禁止され、政府の監督責任が問われます。「毒餃子事件」はまさにその通りの展開となりました。しかし、タバコだけは例外で、「がんになる危険」や「依存症」まで、様々な警告を行っているのが「商品」として販売されているのは公正ではありません。

貴裁判所での判断は、政府のタバコ政策を大きく変えることとなります。この裁判に日本人の現在と未来の健康がかかっているとも言えます。ぜひ貴裁判所が、公正な判決を下されるように心から要請いたします。

タバコ病をなくす

横浜裁判とは

喫煙によって肺癌・肺気腫など「タバコ病」になった水野、森下、高橋の三人の原告が、二〇〇五年一月十九日、タバコ病のない社会をめざして、国と日本たばこ産業(株)を訴える裁判を起こしました(森下原告は亡くなったため、夫人の玲子さんがひきついで原告に)。

請求内容は、①原告一人一千万円の損害賠償 (被告の責任を明かにするために) ②自動販売機の設置規制③外装の警告表示の強化 です。

横浜地裁は、昨年一月二十日、タバコの有害性も依存性も認定しながら、原告が喫煙していた当時(1947年~1993年)に限ると被告の行為は違法ではないとの判決を下したため、東京高裁に控訴しています。

カンパにご協力を！

- 郵便振替口座
00260-2-□132084
- 口座名義
たばこ病をなくす横浜裁判原告団
(振込手数料120円)

東京高裁第5回口頭弁論(5月11日)

タバコは薬事法の適用を受けるべきだ!

・・・被告(日本たばこ・国)の主張に対する反論(続き)を行う
裁判長が指示した「争点整理」と「時系列表の作成」作業進む

第5回口頭弁論は、5月11日の午後、東京高裁822号室にて行われました。

冒頭、前回福田剛久裁判長が指示した「争点整理」と「時系列表の作成」の進展状況の確認があり、日本たばこ側が「テレビCMや雑誌の広告については古いものは保存していない。広告代理店に問い合わせたが保存していないとのことだった」と説明すると裁判長は、「電通でもだめですか。当時どんな雑誌に広告を出していたかわからないが、週刊朝日だけでも図書館等で調べるように」と要求しました。

続いて、弁護団長の片山弁護士が被告日本たばこの準備書面に対する反論を展開し、(1)被告は、たばこの有害性についての「情報提供義務」を果たしていない、(2)たばこは、薬事法の規制を受けるべき「医薬品」である旨陳述しました。



片山弁護士

片山弁護士の陳述

(1) 日本たばこの義務違反のうち、特に重要なのは、情報提供義務違反だ。日本たばこは、喫煙は肺がん・肺気腫の数ある要因の一つに過ぎない、と今でも主張している。しかし、肺がんと肺気腫との関連性はあらゆる調査で飛びぬけて高い関連性を示しており、既に1964年の米国公衆衛生総覧報告書で明らかになっている。報告書はその後も続けて刊行され、依存性を含めて明らかにされている。日本たばこは1964年の報告書をわずか10日間で翻訳し5週間で刊行しているのだから、当然、喫煙が肺がん、肺気腫の危険性をもたらすことを予見できたのであり、有害表示をしてこなければならなかった。それは、平山コホートなど国内外の研究でも裏付けられている。

★米国公衆衛生総覧とは、議会の助言と同意を得て大統領により指名される、米国の公衆衛生についての連邦政府の筆頭発言者です。



水野原告

(2) タバコは、薬事法第2条の「医薬品の定義」からみても、厚生省業務局長通知(昭和46年6月1日)に基づく「医薬品の範囲に関する基準」や裁判所の判例から見ても医薬品である。同基準は、「毒性の強いアルカロイド」は原則として医薬品の範囲とすると規定されており、タバコの主要成分ニコチンはまさに「毒性の強いアルカロイド」であり、また「毒物及び劇物取締法」で「毒物」と指定されている。

又、禁煙補助薬であるニコチンパッチ及びニコチンガムは、「医薬品」として薬事法の規制下におかれているのに、そのニコチン依存症を作り出している一層薬理作用の強いタバコが、薬事法による規制下におかれていないのは極めて不均衡である。本来日本たばこは、タバコを医薬品として厚生労働大臣に申請して承認を受ける義務があったにもかかわらず、これを怠り、いまだにこれを行っていない。この点から、日本たばこのタバコの製造販売は「違法」であることは明らかである。又、国は薬事法を根拠に規制権限を行使できたにもかかわらず、それを怠ってきた責任は重大である。



森下・高橋原告

アルカロイド 広辞苑より

主に高等植物体中に存在する、窒素を含む複雑な塩基性有機化合物の総称。ニコチン・モルヒネ・コカイン・キニーネ・カフェインなど多数のものが知られている。少量で、毒作用や感覚異常など特殊な薬理作用を呈し、毒性を持つ。